

資

料

## 用語集

### ■循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し（なるべくごみを出さないこと）、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用（ごみをできるだけ資源として使うこと）、適正な廃棄物の処理（どうしても使えないごみはきちんと処分すること）をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

### ■循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

### ■廃棄物処理法（廃棄物処理及び清掃に関する法律）

現状に即した廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

### ■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

事業者等に対して3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを求め、循環型経済システムの形成を促進することを目的とした法律です。

### ■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

家庭等からごみとして排出される容器包装について、消費者・市町村・事業者の各々の責任を分担し再商品化（リサイクル）を促進するための法律です。

### ■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン・ブラウン管テレビ・冷蔵庫・洗濯機）から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

### ■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の製造や調理過程で生じる動物性残渣、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を肥料、飼料等に有効利用を推進するための法律です。

### ■建設資材リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

一定規模以上の建設工事については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別解体し、再資源化等を義務付けた法律です。

## ■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化に関する法律）

廃車廃棄物の低減のため、自動車メーカーがフロン類、エアバッグ、シュレッターダストの3品目をリサイクルし、その費用を自動車所有者が支払うという法律です。

## ■環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響があつて、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じる恐れのある環境への影響のことをいいます。

## ■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた法律です。

## ■小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。

## ■廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を達成するために必要な事項を環境大臣が定めています。

## ■拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方です。

## ■協働

市民・事業者・市が、それぞれの役割と責務を明らかにし、協力、連携してまちづくりなどの事業を進めていくことによって築いていく相互の信頼関係のことをいいます。

## ■3R

3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

## ■Reduce（リデュース：発生抑制）

ごみを減らす一番大切な方法は、ごみを出さないことです。

無計画な買い物は、ごみを必要以上に増やす結果を生む場合があるので注意しまし

よう。

- ・買い物袋を持参して買い物を
- ・過剰包装のお断り
- ・レンタルの利用
- ・使い捨て商品の見直し

#### ■ R e u s e (リユース：再使用)

いらなくなった物をごみとして捨てる前に、何かに使えないかを考えてみましょう。自分ではもういらないと思っても、必要としている人がいることもあります。リユースは、一番経費のかからないリサイクルといえます。

- ・修理してもう一度使う
- ・詰め替え商品を利用する
- ・必要な人に譲る (リサイクルショップ・フリーマーケットなど)
- ・別な用途を考える

#### ■ R e c y c l e (リサイクル：再生利用)

ごみを減らし、何度も再使用しても、どうしても残ってしまった場合の最後の手段がリサイクルです。リサイクルには、ごみを減らすだけでなく、資源の節約、地球温暖化の防止など、地球環境にやさしい効果もたくさんあります。

- ・エネルギーの節約
- ・汚染物質削減
- ・限りある資源の有効利用
- ・埋め立てごみ量の減少

#### ■原単位 (一人一日当たりの排出量)

原単位 = 公共処理量 ÷ 人口 (毎年10月1日現在) ÷ 暦日日数

#### ■リサイクル率

リサイクル率 = (公共資源化量 + 集団回収量) ÷ (公共処理量 + 集団回収量) × 100

#### ■集団回収

家庭から排出されるごみの減量および資源の有効活用のため、市に登録を受けた町会等および回収業者がリサイクル活動を実施します。

#### ■廃棄物減量等推進員 (クリンクル推進員)

再生利用等による廃棄物の減量、一般廃棄物の適正処理等に熱意と識見を有する者で、市が委嘱を行い、市の施策への協力その他の活動を行います。

#### ■松戸市ごみ減量・リサイクル協力店 (クリンクル協力店)

ごみ減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を松戸市ごみ減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図る制度です。

#### ■ごみツアー

市清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深めていただき、一層のごみ減量化意識の向上を図るものです。

#### ■パートナー講座

「ごみとリサイクル」など、市民の関心の高いテーマについて、地域団体や市民グループ等からの要請を受けて、市職員が直接地域に出向き、説明・情報提供・意見交換等を行うものです。

#### ■熱回収

ごみを燃やすことにより発生する熱を、利用可能な熱エネルギーとして回収することです。市では、蒸気として回収し、発電に利用したり温水プール等の熱源として利用しています。

#### ■バイオディーゼル（BDF）

バイオディーゼルは、菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られ、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、CO<sub>2</sub>削減の手段として注目されています。

#### ■クリーンエネルギー自動車

クリーンエネルギー自動車には、電気自動車・ハイブリッド自動車・天然ガス自動車やメタノール自動車などがあります。電気自動車は、電気で走り排気ガスを出しません。ハイブリッド自動車は、ガソリンエンジンと電動モーターを組み合わせで効率良く走るため排気ガスが減ります。天然ガス自動車やメタノール自動車は、炭素や有害物質の少ない燃料を使うので、排気ガスの中の二酸化炭素や硫黄酸化物などが減ります。

#### ■一般廃棄物会計基準

市町村等が行う廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的な支援を行うことを目的として、環境省が策定したコスト分析手法（費用分析の対象となる費目の定義、共通経費などの配賦方法、減価償却方法など、標準的な分析手法を定めたもの）です。

## 市処理施設概要

### ■ 焼却処理施設

施設名称	クリーンセンター
所在地	松戸市高柳新田37番地
稼動年月日	昭和55年12月
処理対象	燃やせるごみ
処理能力	200t (100t/24h×2基)
余熱利用	プール・老人福祉センターへ熱供給
運営形態	直営および運転業務委託

施設名称	和名ヶ谷クリーンセンター
所在地	松戸市和名ヶ谷1349番地の2
稼動年月日	平成7年10月
処理対象	燃やせるごみ、その他のプラスチックなどのごみ、粗大ごみ(木製品類等の可燃性物)
処理能力	300t (100t/24h×3基)
余熱利用	工場内給湯・冷暖房及び和名ヶ谷スポーツセンターへ熱供給 発電(発電規模 2, 238Kw、平成27年度から3, 100Kw)
運営形態	直営および運転業務委託

### ■ 資源化処理施設および有害物保管施設

施設名称	資源リサイクルセンター
所在地	松戸市松飛台286番地の15
稼動年月日	昭和56年4月
処理対象	資源ごみ(紙類を除く)、有害ごみ、粗大ごみ(電化製品類・金属製品類等)、陶磁器・ガラスなどのごみ
処理方式	破碎、選別、圧縮
処理能力	50t/5h
運営形態	直営および運転管理業務委託

## ■ 圧縮梱包処理施設

施設名称	日暮クリーンセンター
所在地	松戸市五香西5丁目14番地の1
稼動年月日	昭和63年4月
処理対象	リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみ、粗大ごみ（大型プラスチック製品類）
処理方式	破碎・選別・圧縮梱包
処理能力	破碎：剪断式破碎機 5 t / 5 h 圧縮梱包機 80 t / 5 h （40 t / 5 h × 2 基）
運営形態	直営および運転管理業務委託

## ■ 最終処分場

施設名称	一般廃棄物日暮最終処分場
所在地	松戸市五香西5丁目35番地の8
埋立開始	昭和60年4月
面積	9,440 m <sup>2</sup> （埋立地面積 8,587 m <sup>2</sup> ）
埋立容量	35,727 m <sup>3</sup>
運営形態	直営

## 国・千葉県の目標値

項目	国の設定した目標値		県の設定した目標値
	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会形成推進 基本計画	
策定年月	平成 22 年 12 月	平成 25 年 5 月	平成 23 年 3 月
基本法令	廃棄物処理法	循環型社会形成推進 基本計画	廃棄物処理法
排出量に係る 目標値	<p>目標年次:平成 27 年度                      &lt;一般廃棄物&gt;                      ○現状(平成 19 年度)に対して年間排出量(集団回収分を含む)約 5%削減する。</p>	<p>目標年次:平成 32 年度                      &lt;家庭系一般廃棄物&gt;                      ○平成 12 年度に対して 1 人 1 日当たり排出量(資源回収されるものを除く)約 25%削減する。</p> <p>&lt;事業系一般廃棄物&gt;                      ○平成 12 年度に対して 1 日当たり排出量(資源回収されるものを除く)を約 35%削減する。</p>	<p>目標年次:平成 27 年度                      &lt;一般廃棄物&gt;                      ○1 人 1 日当たり排出量を 960g以下とする。</p>
再生利用に係る 目標値	<p>目標年次:平成 27 年度                      &lt;一般廃棄物&gt;                      ○再生利用率を約 25%にする。</p>		<p>目標年次:平成 27 年度                      &lt;一般廃棄物&gt;                      ○リサイクル率を 30%以上とする(集団回収分を含む)。</p>
最終処分に係 る目標値	<p>目標年次:平成 27 年度                      &lt;一般廃棄物&gt;                      ○年間最終処分量を現状(平成 19 年度)の約 22%に削減する。</p>		<p>目標年次:平成 27 年度                      &lt;一般廃棄物&gt;                      ○最終処分量を現状(平成 20 年度)に対して 22%削減する。</p>



## 松戸市ごみ処理基本計画

---

- 発行 松戸市  
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
- 編集 松戸市 環境部
-